



宮 崎 県 公 報

平成28年12月14日 (水曜日) 号外 第 59 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例

○職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 1	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 4
	○公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例…………… (県警本部) 4
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (“) 6

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第50号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
65歳以上の者への雇用保険の適用の拡大等を内容とする雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成29年1月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第51号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
知事の権限に属する煙火の消費の許可等に関する事務について、取扱いを希望する町に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第52号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、現行条例では規制できない迷惑行為を規制するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第53号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
準中型自動車免許の新設等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成29年3月12日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第50号

職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>が退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する<u>広域求職活動費</u>の額に相当する金額</p> <p>12～14 〔略〕</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者に該当するもの</u>が退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する<u>求職活動支援費</u>の額に相当する金額</p> <p>12～14 〔略〕</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者</u>（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、<u>当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。</u>）<u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者</u>（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受け</p>

当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

た者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 [略]

16・17 [略]

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた病院事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>9 前3項に定めるもののほか、<u>第6項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 前3項に定めるもののほか、<u>これらの規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者に対しては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者に対しては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零))」とする。
- 3 新条例第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第21条の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。
（人事委員会規則等への委任）
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は病院局企業管理規程で定める。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第51号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	務	市 町 村	市 町 村
[略]		[略]	
1の4	[略]	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、 <u>国富町</u> 、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町
[略]		[略]	
19の3	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による次の事務 (1) [略] (2) <u>第15条の2第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</u> (3) <u>第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議に関すること。</u> (4)～(6) [略]	[略]	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の4の項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第52号

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、不安、困惑若しくは嫌悪（以下「不安等」という。）又は著しい<u>しゅう恥</u>を覚えさせることにより公衆に著しい迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、人に対し、卑わいで不安等又は著しい<u>しゅう恥</u>を覚えさせるような言動をしてはならない。</p> <p>(粗暴行為の禁止)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(つきまとい行為等の禁止)</p> <p>第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県迷惑行為防止条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、不安、困惑若しくは嫌悪（以下「不安等」という。）又は著しい<u>羞恥</u>を覚えさせることにより人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、<u>正当な理由がないのに</u>、人に対し、不安等又は著しい<u>羞恥</u>を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>衣服その他の身に着けるもの（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 <u>何人も、公共の場所、公共の乗物その他の公衆の目に触れるような場所において、正当な理由がないのに、前項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>人の通常衣服等で隠されている下着又は身体をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる行為をする目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置すること。</u></p> <p>3 <u>何人も、正当な理由がないのに、第1項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>公衆便所、公衆浴場、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所で当該状態にある人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を用いて撮影すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる行為をする目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置すること。</u></p> <p>(粗暴行為の禁止)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>何人も、正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯を禁止されている刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用することができるものを、人に対し、不安等を覚えさせるような方法で携帯してはならない。</u></p> <p>3 <u>何人も、正当な理由がないのに、祭礼、興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。</u></p> <p>(つきまとい行為等の禁止)</p> <p>第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（<u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。</u>）を執</p>

<p>(1) <u>待ち伏せし、追従し、又は住居、勤務場所、学校、宿泊場所等を訪れ、かつ、言い掛かりをつけること、すぐむこと、身体又は衣服を捕らえることその他の不安等を覚えさせるような方法により、執ように、つきまとい、又は面談を求めること。</u></p> <p>(2) <u>電話又は文書により、虚偽若しくは粗野で不安等を覚えさせるような事項又は卑わいで著しいしゅう恥を覚えさせるような事項を執ように告げること。</u></p>	<p><u>ように又は反復してしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</u></p> <p>(1) <u>つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</u></p> <p>(2) <u>その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>(3) <u>面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</u></p> <p>(4) <u>著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</u></p> <p>(5) <u>電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信の送信をすること。</u></p> <p>(6) <u>汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>(7) <u>その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>(8) <u>その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第53号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(59) [略]</p> <p>(59)の2 <u>道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査 道交法に基づく認知機能検査手数料</u></p> <p>(59)の3 <u>道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習 認知機能検査員講習手数料</u></p> <p>(60)～(68) [略]</p> <p>(69) <u>道交法第108条の3又は第108条の3の2の規定に基づく講習を受けることができる旨又は講習を行う旨の通知 通知手数料</u></p> <p>(69)の2～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(59) [略]</p> <p>(59)の2 <u>道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定に基づく認知機能検査 道交法に基づく認知機能検査手数料</u></p> <p>(59)の3 <u>道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習 認知機能検査員講習手数料</u></p> <p>(60)～(68) [略]</p> <p>(69) <u>道交法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく講習を受けることができる旨又は講習を行う旨の通知 通知手数料</u></p> <p>(69)の2～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
56 運転 免許試 験手数 料	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る試験 (道交 法第97条の2第1項第1号 又は第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。)	[略]		
	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る試験 (道交 法第97条の2第1項第3号 又は第5号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。)	[略]		
	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る試験 (道交 法第97条の2第1項の規定 の適用を受けない場合に限 る。)	[略]		道交法第97 条第1項第 2号に掲げ る事項につ いて行う試 験を公安委 員会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあっては 、7,400円 とする。
[略]				
56の2 運転技 能検査 手数料	大型自動車仮運転免許又は 中型自動車仮運転免許を受 けている者に対する道交法 第89条第3項の規定による 検査	[略]	3,650円	公安委員会 が提供する 自動車を使 用して受け る場合にあ っては、6 ,650円とす る。
[略]				
61 技能 検定員 審査手 数料	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る道交法第99 条の2第4項第1号イの規 定による審査 (以下「技能 検定員審査」という。)	[略]	23,450円	[略]
[略]				
63 教習 指導員 審査手 数料	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る道交法第99 条の3第4項第1号イの規 定による審査 (以下「教習 指導員審査」という。)	[略]	14,950円	[略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
56 運転 免許試 験手数 料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験 (道交法第97 条の2第1項第1号又は第 2号に該当して同項の規定 の適用を受ける場合に限る 。)	[略]		
	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験 (道交法第97 条の2第1項第3号又は第 5号に該当して同項の規定 の適用を受ける場合に限る 。)	[略]		
	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験 (道交法第97 条の2第1項の規定の適用 を受けない場合に限る。)	[略]		道交法第97 条第1項第 2号に掲げ る事項につ いて行う試 験を公安委 員会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあっては 、7,050円 とする。
[略]				
56の2 運転技 能検査 手数料	大型自動車仮運転免許、中 型自動車仮運転免許又は準 中型自動車仮運転免許を受 けている者に対する道交法 第89条第3項の規定による 検査	[略]	4,050円	公安委員会 が提供する 自動車を使 用して受け る場合にあ っては、6 ,700円とす る。
[略]				
61 技能 検定員 審査手 数料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る道交法第99条の2 第4項第1号イの規定によ る審査 (以下「技能検定員 審査」という。)	[略]	23,100円	[略]
[略]				
63 教習 指導員 審査手 数料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る道交法第99条の3 第4項第1号イの規定によ る審査 (以下「教習指導員	[略]	14,600円	[略]

										審査」という。)				
	[略]									[略]				
64 運転 免許再 試験手 数料										64 運転 免許再 試験手 数料	準中型自動車免許に係る再 試験	1 件に つき	2,000円	道交法第 1 00条の 2 第 2 項に規定 する準中型 自動車の運 転について 必要な技能 について行 う試験を公 安委員会が 提供する自 動車を使用 して受ける 場合にあっ ては、4,6 50円とする 。
	普通自動車免許に係る再試 験	1 件に つき	[略]							普通自動車免許に係る再試 験	同	[略]		
	[略]									[略]				
	[略]									[略]				
68 講習 手数料	[略]									68 講習 手数料	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 4 号に掲げる講習（大型 自動車免許又は中型自動車 免許に係る講習に限る。）	同	4,650円	
											道交法第 108条の 2 第 1 項 第 4 号に掲げる講習（大型 自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に 係る講習（準中型自動車免 許に係る講習にあっては、 普通自動車免許を受けてい る者に対するものに限る。 ）に限る。）	同	4,100円	
	[略]										道交法第 108条の 2 第 1 項 第 4 号に掲げる講習（準中 型自動車免許に係る講習（ 普通自動車免許を受けてい る者に対するものを除く。 ）に限る。）	同	3,400円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 9 号に掲げる講習		[略]							道交法第 108条の 2 第 1 項 第 9 号に掲げる講習		[略]		
										道交法第 108条の 2 第 1 項 第 10号に掲げる講習（準中 型自動車免許に係る講習に 限る。）	同	2,150円		
	[略]									[略]				
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 12号に掲げる講習（小型 特殊自動車免許以外の第一 種運転免許又は第二種運転 免許を受けている者に対す る講習に限る。）	同		5,600円	当該講習が 道交法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ 又は第 101 条の 4 第 2 項の規定に					道交法第 108条の 2 第 1 項 第 12号に掲げる講習（小型 特殊自動車免許以外の第一 種運転免許又は第二種運転 免許を受けている者に対す る講習（道交法第 97条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101条	同	4,650円		

				より認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円とする。				の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)に限る。)			
								道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。))に限る。)	同	4,650円	当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条で定める基準に該当するものにあつては、7,550円とする。
								道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。))に限る。)	同	5,650円	
								道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習に限る。)	同	2,250円	
								道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。))に限る。)	同	2,000円	
								道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道	同	2,000円	当該認知機能検査の結果が認知症のおそれが

					交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)に限る。)に限る。) 同 2,400円	あることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条で定める基準に該当するものにあつては、4,300円とする。
	[略]				道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）に限る。) [略]	
	[略]				[略]	

付表 1（技能検定員審査手数料関係）

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
3 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
[略]		

付表 1（技能検定員審査手数料関係）

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
3 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 [略]	[略]
[略]		

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

付表2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
4 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
5 自動車教習所に關する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
[略]		

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,100円を減ずるものとする。

付表2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
4 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
5 自動車教習所に關する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	[略]
	[略]	
[略]		

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,100円を減ずるものとする。

動車免許に係る教習指導員審査については 2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 3,150円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 100円を減ずるものとする。

車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 3,150円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 100円を減ずるものとする。

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
2 道交法第 108条の2第1項第2号の規定に基づく講習	[略]	道交法第 108条の4の規定に基づき公安委員会が指定する者
3 道交法第 108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	[略]	道交法第 108条の4の規定に基づき公安委員会が指定する者

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
2 道交法第 108条の2第1項第2号の規定に基づく講習	[略]	道交法第 108条の4第1項の規定に基づき公安委員会が指定する者
3 道交法第 108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	[略]	道交法第 108条の4第1項の規定に基づき公安委員会が指定する者

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年3月12日から施行する。ただし、第3条第1項第69号及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の警察関係使用料及び手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の64の項及び68の項の規定の適用については、同表の64の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道交法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表の68の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の条例別表第2の68の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。